

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日は、その翌日)

鳥取県告示第七百四十号

告 示

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 鳥 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
福羅医院	鳥取市永楽温泉町三八六 森根商事ビル	昭和五十八年六月一日
野坂医院	米子市上新印二五六一六	昭和五十八年七月一日
宮岡歯科医院	米子市角盤町一丁目一五四	昭和五十八年七月二十七日
有限会社大村薬局西町店	鳥取市西町三丁目一〇一岸根ビル	昭和五十八年七月十五日
下村歯科医院	日野郡溝口町溝口六九五一	昭和五十八年八月一日
湯所薬局	鳥取市湯所町二丁目三三四	"

◇ 告 示

- ◇ 教委告示
- 教育委員会の招集
- 建築基準法による道路の位置の指定
- 開発行為に関する工事の完了
- 県道の区域の変更
- 県道の供用の開始
- 土地改良事業の変更計画の決定
- 土地改良法による換地計画の決定
- 県道の区域の決定

- 鳥取県職員採用初級試験の実施
- 鳥取県警察官採用試験の実施
- 鳥取県交通巡視員採用試験の実施

鳥取県告示第七百四十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和五十八年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日	登録の年月日
	道府県名	申出の受理の年月日	登録の年月日
福羅医院	鳥取市永楽温泉町三八六森根商事ビル	昭和五十八年六月一日	昭和五十八年六月十四日
野坂医院	米子市上新印二五六一六	昭和五十八年七月一日	昭和五十八年六月二十七日
宮岡歯科医院	米子市角盤町一丁目一五四	昭和五十八年七月二十七日	昭和五十八年六月二十八日
有限会社大村薬局西町店	鳥取市西町三丁目一〇一岸根ビ	昭和五十八年七月十五日	昭和五十八年六月二十八日
下村歯科医院	日野郡溝口町溝口六九五一	昭和五十八年八月一日	昭和五十八年六月二十八日
湯所薬局	鳥取市湯所町二丁目三二四	"	"

池田芳明	井上康裕	古本豊和	稻村彦衛門	岡本和己	道田章仁	森田ますみ	中岡明久	長谷めぐみ	氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
鳥取県告示第七百四十二号											

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

廣岡保明	鳥国医第一、九三五号			
村田裕彦	鳥国医第二、九三六号	"	"	"
角賢一	鳥国医第一、九三七号	"	"	"
高野由美	鳥国医第四五三号			
江隅英作	鳥国医第一、九三八号	昭和五十八年七月一日	昭和五十八年八月二十六日	昭和五十八年七月六日
高田重博	鳥国医第二、九三九号	"		
駒田有彦	鳥国医第一、九四〇号	昭和五十八年七月八日		
剣持雅一	鳥国医第二、九四二号	昭和五十八年七月十二日		
小瀬常昭	鳥国医第二、九四三号	"		
中野厚	鳥国医第五二三号	昭和五十八年七月十五日		
小倉佳代子	鳥国医第二、九四五号	昭和五十八年七月十八日		
本田誠四郎	鳥国医第二、九四六号			
鎌田修	鳥国医第二、九四六号	"		
入江法美	鳥国医第五二四号	"		
猪川浩美	鳥国医第五二五号	昭和五十八年七月二十三日	昭和五十八年七月二十六日	昭和五十八年七月二十六日

鳥取県告示第七百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（瑞穂地区ほ場整備）事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年八月二十七日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

氣高町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、加勢蛇川地区第一工区県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第

五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年八月二十七日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。その関係図面は、昭和五十八年八月二十六日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十八年八月二十六日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

上大立大 榮線		路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)
変更後	変更前	前後別			変更後	変更前	前後別
二東伯郡大栄町大字由良宿二子東塚	元屋敷一〇七七一一大栄町大字由良宿二子東塚	二〇七四一四地先から同大字二子塚	二〇七四一四地先から同大字二子塚	六一五五 (メートル)	九五三五 (メートル)	九五三五 (メートル)	九五三五 (メートル)
一〇七七一一大栄町大字由良宿二子東塚	二〇七四一四地先から同大字二子塚	一五五 (メートル)	一五五 (メートル)	一、三九四 (メートル)	一、三九四 (メートル)	一、三九四 (メートル)	一、三九四 (メートル)
一地先まで	一地先まで						

鳥取県告示第七百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十八年八月二十六日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	供用開始の期日
奥谷正蓮寺線 上大立大栄線	岩美郡国府町大字町屋字萬水河原 四六四一地先から同町大字中郷 字上赤子田六〇一地先まで	昭和五十八年八月二十六日
東伯郡大栄町大字由良宿字二子塚 二〇七四一四地先から同大字字東 元屋敷一〇七七一一地先まで	/	

鳥取県告示第七百四十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百四十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十八年八月二十六日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十八年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長 (メートル)
倉吉市塙町二丁目二三九 一三四	倉吉市塙町二丁目二三三三 一七、二三七一四及び二 三九一七八	幅員 四・〇〇一四・四五 延長 三四・〇〇
倉吉タイヨー株式会社 代表清算人 德岡文一		

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年五月十日 鳥取県指令受米土維第三百六十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原字大沢十二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市塙町四八一二
山川健次

教育委員会告白

鳥取県教育委員会告白第十一號

前例教育委員会の会議を次の如きの招集した。

昭和58年8月11日

鳥取県教育委員会委員 倉 都 煙 之助

一 日時 昭和58年8月11日(火)午前十時十五分

二 場所 鳥取市東町1丁目17番地 鳥取県教育委員会委員会室

会議題

1 鳥取県高等学校教育審議会委員の任命について

2 その他

3 対象となる職

知事の事務部局、警察本部、教育委員会事務局、市町村立小・中学校等に勤務する行政職給料表7等級の係員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者は、原則として給料月額85,900円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。
昭和58年8月26日
日本国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験すること
ができない。

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験の名称

昭和58年度鳥取県職員採用初級試験

試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
一般事務A	若干名
一般事務B	約10名
学校事務(東部)	7名
学校事務(中部)	3名
学校事務(西部)	6名

(注) 採用予定者数については、今後の人員等の状況により増加する場合がある。

6 第1次試験

平成元年8月26日 星期金曜日

7

- (1) 試験種目
教養試験（多肢選択式）、適性試験（多肢選択式）及び適性検査
- (2) 試験の期日
昭和58年10月16日（日）
- (3) 試験の場所
鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校
米子市錦町一丁目103番地 鳥取県立米子西高等学校
- (4) 第1次試験合格者の発表
昭和58年11月上旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220番地）
及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271番地）にその氏名を掲示して発表する。
- 7 第2次試験
(1) 試験種目
作文試験、人物試験、身体検査及び人物調査とし、人物試験は個別面接により、人物調査は通信調査により行う。
- (2) 試験の期日及び場所
昭和58年11月下旬に鳥取市において行う。
- 8 最終合格者の発表
昭和58年12月上旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎にその氏名を掲示して発表する。
- なお、合格者には、書面で通知する。
- 9 採用候補者名簿及び採用方法
試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記すこと。

載する。採用は、これらの名簿に基づき提示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。
申込みできる「試験の区分」は一つに限る。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

昭和58年9月5日（月）から同月17日（土）まで

なお、郵送による申込みは、昭和58年9月17日（土）までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで（土曜日は12時まで）。ただし、日曜日及び祝日は受け付けない。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行う場合には、70円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。
試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）

第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

昭和58年 8月 26日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔽

1 試験の名称

昭和58年度鳥取県警察官採用試験

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
警察官(A)	約 12 名
警察官(B)	約 13 名

(注) 採用予定者数については、今後の次員等の状況により増加する場合がある。

3 対象となる職

警察に勤務する公安職給料表7等級の係員(巡査)の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者は、原則として次の表に掲げる給料のほか諸手当が支給される。

試験の区分	給料月額
警察官(A)	112,300円
警察官(B)	96,400円

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受験資格
警察官(A)	学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は当該大学若しくは学校を昭和55年3月31日までに卒業する見込みの者

試験の区分	受験資格
警察官(B)	上記以外の者

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）、論文（作文）試験及び適性検査

(2) 試験の期日

昭和58年 9月 25日（日）

(3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校
米子市錦町一丁目103番地 鳥取県立米子西高等学校

(4) 第1次試験合格者の発表

昭和58年11月上旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220番地）

及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目 271 番地）にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験、身体検査、体力検査及び人物調査とし、人物試験は個別面接により、人物調査は通信調査により行う。

なお、身体検査の項目及び基準は別表のとおりとする。

(2) 試験の期日及び場所

昭和58年11月中旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

昭和58年12月上旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎にその氏名を掲示して発表する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に基づき提示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務部警務課又は県内の各警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印

し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

昭和58年9月5日（月）から同月17日（土）まで。

なお、郵送による申込みは、昭和58年9月17日（土）までの消印のあるものに限り受け付けれる。

イ 申込受付時間

9時から17時まで（土曜日は12時まで）。ただし、日曜日及び祝日は受け付けない。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行う場合には、70円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基準
身長	160センチメートル以上であること。
体重	47キログラム以上であること。
胸囲	78センチメートル以上であること。

昭和58年8月26日 金曜日

鳥取縣公報

視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、矯正視力が1.0以上であること。
弁色力	正常であること。
聴力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
その他の	職務遂行に支障のない身体的状態であること。

教養試験（多肢選択式）、適性試験（多肢選択式）、適性検査及び身体検査とする。

昭和37年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた女子。ただし日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）

昭和58年8月26日

鳥取県人事委員会委員長 森繁本蔵

1 試験の名称

昭和58年度鳥取県交通巡視員採用試験

採用子題名

卷之三

警察本部に勤務する行政職給料表7等級の交通巡視員の職

4 紹与

この試験に合格し、採用された者は、原則として、給料月額85,900円のほか諸手当が支給される。

5 受驗資格

昭和37年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた女子。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）、適性試験（多肢選択式）、適性検査及び身体検査とする。

(2) 試験の期日

昭和58年10月16日（日）

(3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112番地　鳥取県立鳥取西高等学校
米子市錦町一丁目103番地　鳥取県立米子西高等学校

(4) 第1次試験合格者の発表

昭和58年10月中旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220番地）及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271番地）にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

昭和58年10月下旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

昭和58年10月下旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、採用候補者名簿に得点順に記載される。採用は、この名簿に基づき提示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務部警務課又は県内の各警察署において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

昭和58年9月5日（月）から同月17日（土）まで

なお、郵送による申込みは、昭和58年9月17日までの消印のあるものに限り受け付けける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで（土曜日は12時まで）。ただし、日曜日及び祝日は受け付けない。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、70円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基	準
身 長	156センチメートル以上であること。	
体 重	43キログラム以上であること。	
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、矯正視力が1.0以上であること。	
弁 色 力	正常であること。	
聴 力	正常であること。	
そ の 他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	